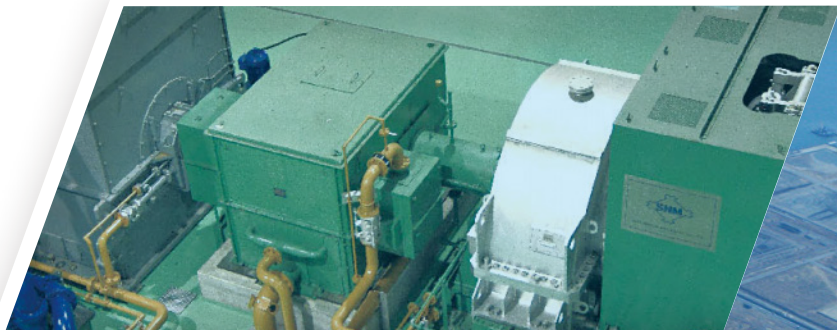


大田区 清掃とリサイクル 2025



はじめに	1
第1章 事業編	
1 大田区内清掃関連施設と埋立処分場	2
2 廃棄物とは	3
3 循環型社会実現への取り組み ～大田区一般廃棄物処理基本計画～ ...	4
4 資源とごみの流れ ～資源化・適正処理の工程～	6
5 収集（回収）と運搬	8
（1）ごみの収集と運搬	8
（2）資源の回収と運搬	9
（3）その他のごみの収集と運搬	10
6 可燃ごみの処理 ～清掃工場のしくみ～	12
7 事業系の資源とごみ	14
8 ごみ減量の取り組み	16
9 一般財団法人大田区環境公社の取り組み	23
10 熱エネルギー・焼却灰の有効活用	25
11 不燃ごみ・粗大ごみの処理	26
12 埋立処分場の延命	27
第2章 生活編	
1 循環型社会をめざして	29
2 わたしたちに今すぐできること	30
3 資源回収とごみ収集	34
（1）資源回収	34
（2）ごみ収集	39
（3）清掃事務所で収集できないもの	41
4 集積所について	43
5 高齢者・障がい者への支援事業	43
6 廃棄物処理手数料の減免制度	44
7 不法投棄	44
第3章 資料編	
1 大田区の収集処理量	45
2 大田区の可燃ごみの組成	46
3 大田区の粗大ごみ量	46
4 23区のごみ収集量と資源回収量	47
5 23区の子掃工場	48
6 子掃と3Rの歴史	49
7 循環型社会形成のための法体系	52
8 大田区子掃事務所管轄一覧	53
9 大田区の組織図	54
さくいん	55



はじめに

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄という仕組みの中で、快適で便利な生活を送ってきました。その一方で、大量のごみ排出による最終処分場の残余年数の減少、大気汚染や化石燃料の枯渇など、様々な問題も発生してきました。これらの問題は、私たちの快適で便利な生活に大きな影響を与えています。

また、ごみ問題は、「資源」や「環境問題」と深く結びついています。わが国では、「環境基本法」をはじめ、「循環型社会形成推進基本法」やリサイクル関連法の制定など、法律の整備も行われてきました。行政や消費者だけでなく、生産者や販売業者も含め、役割分担を行いながら、それぞれが責任を持って循環型社会の構築に取り組むことが大切です。

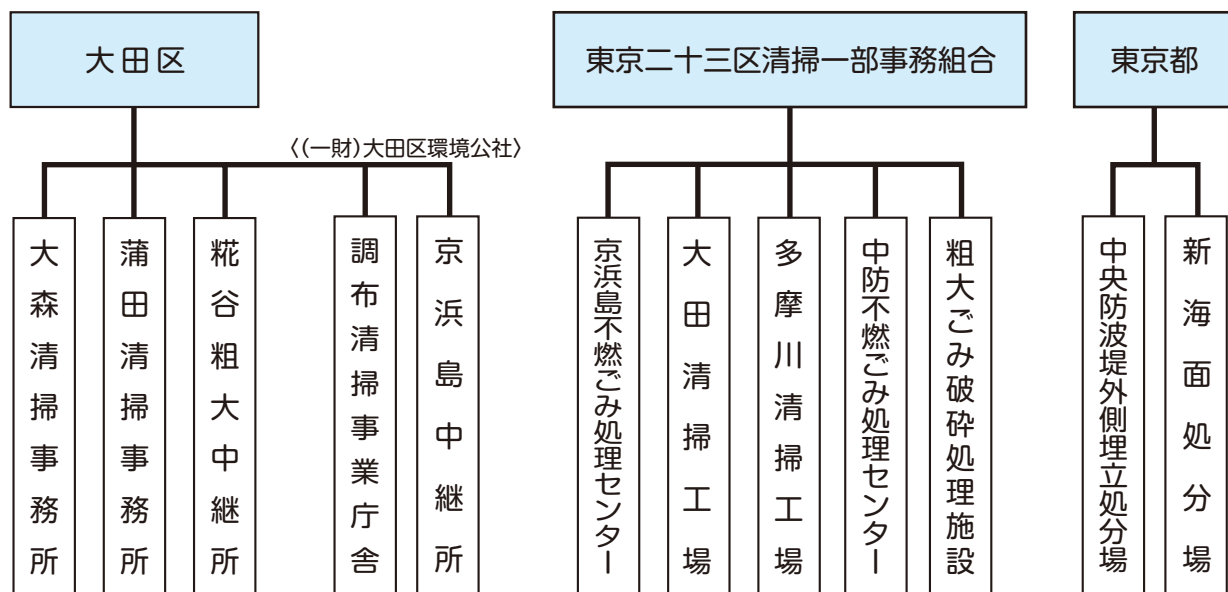
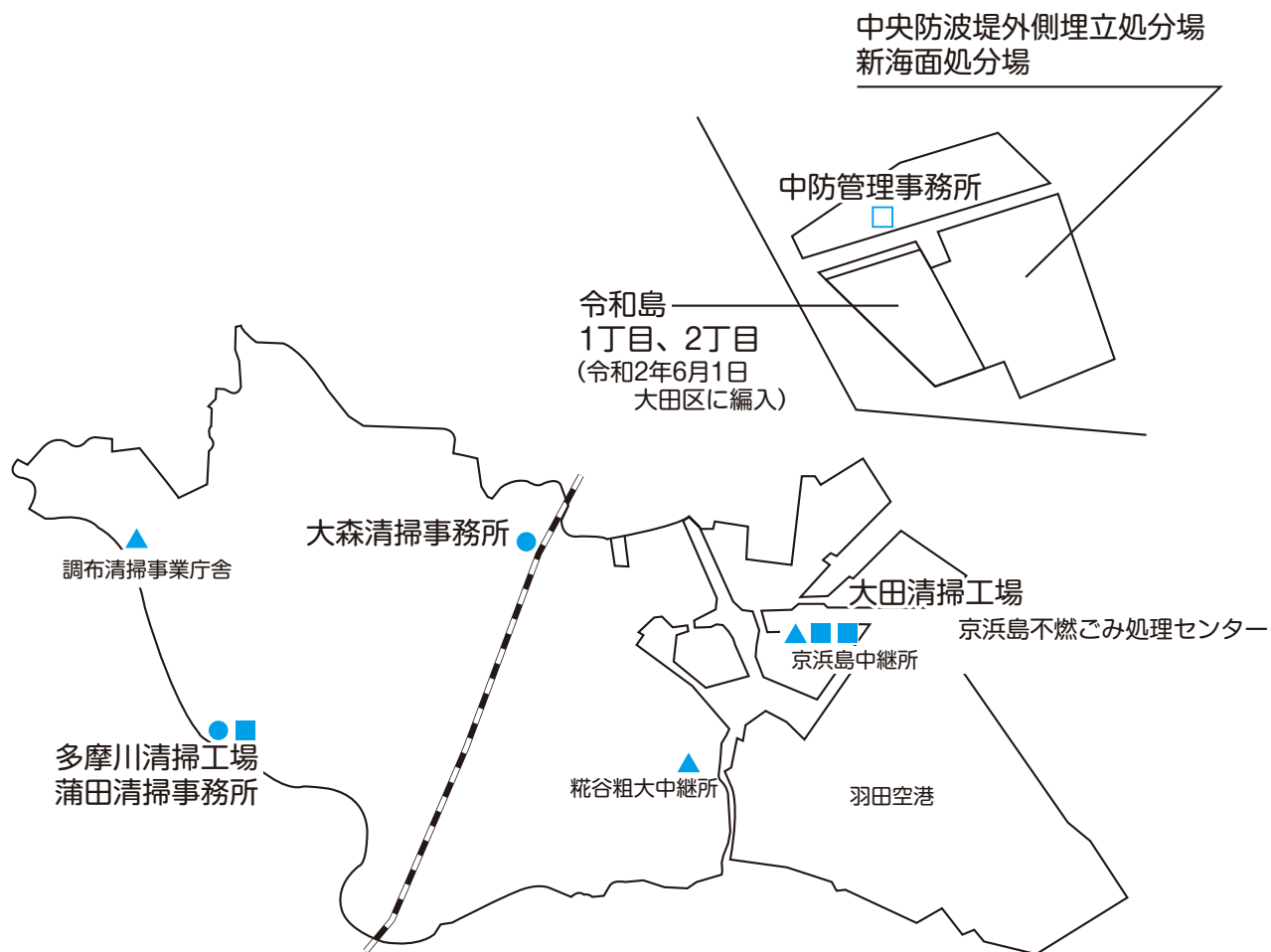
そこで、快適な生活を守り、地球環境の保全と持続可能な循環型社会を構築するために、私たちは普段からごみを減らし、限りある資源を大切にするライフスタイルに変えていく必要があります。

そのためには、①ごみを出さないようにする（Reduce リデュース）、②繰り返し使えるものは再使用する（Reuse リユース）、③そのまま使えないものは資源として活用する（Recycle リサイクル）の「3R」を実践していくことが、とても大切です。この「大田区清掃とリサイクル2025」は、大田区及び23区が行っている清掃・リサイクル事業について理解を深めていただくことを目的としています。

「資源」と「ごみ」について考えることは地球の未来を考えることにつながります。「資源」と「ごみ」を通して私たちの暮らしをもう一度見つめ直してみましょう。

1 大田区内清掃関連施設と埋立処分場

- ・大田区清掃事務所（●）、中継所等（▲）
- ・東京二十三区清掃一部事務組合清掃関連施設（■）
- ・埋立処分場（□）



2 廃棄物とは

(1) 廃棄物の定義

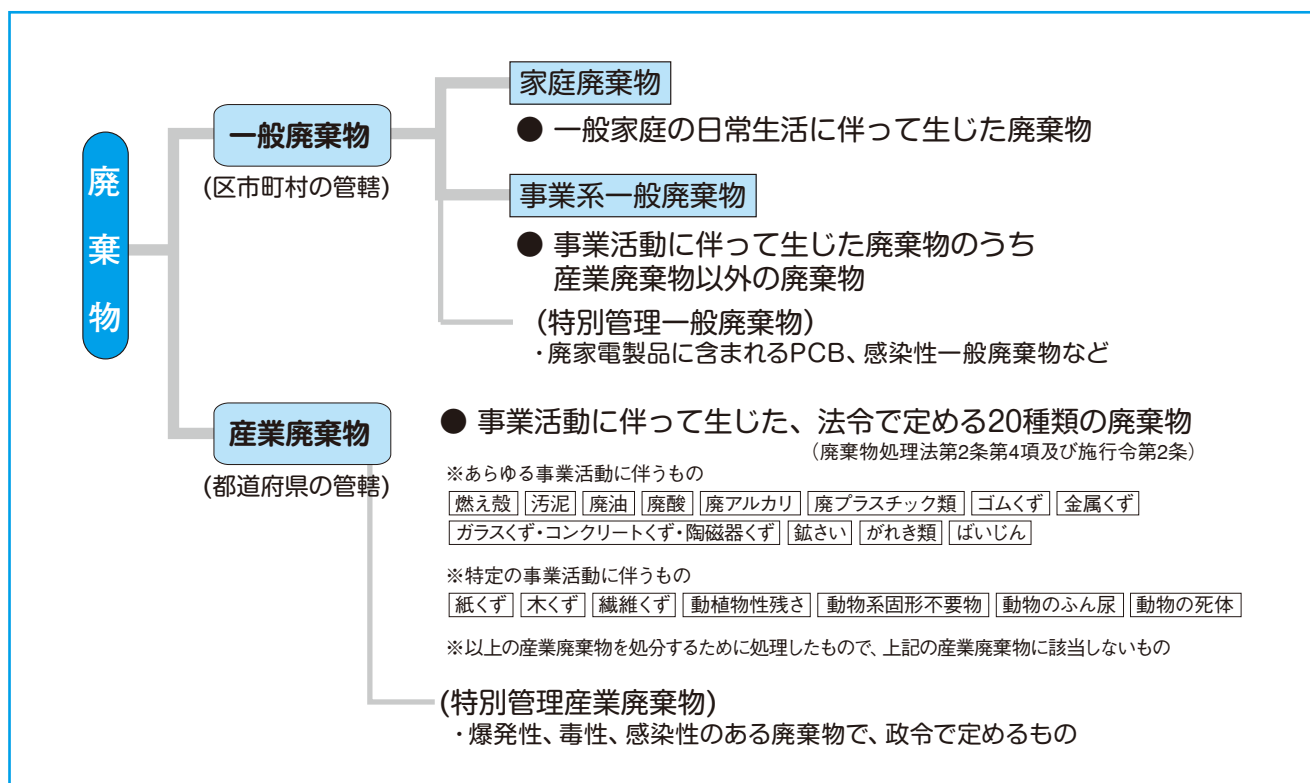
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称：廃棄物処理法）」では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（ただし、放射性物質及びこれによる汚染物を除く。）をいう。」と定義しています。

※廃棄物とは・・・占有者が自ら、利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。

（昭和46年10月25日環整45号厚生省通知）

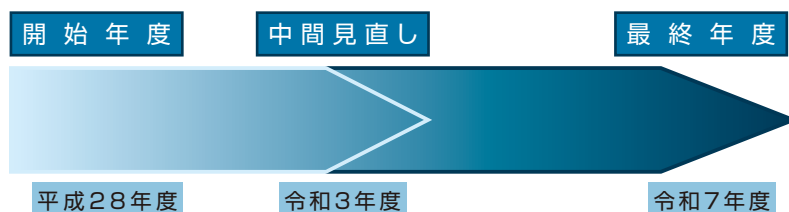
(2) 廃棄物の分類

「廃棄物処理法」では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類しています。



中間見直しの趣旨・位置づけ

区は当初、令和3年度を起点とする新計画を策定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響への緊急対策を最優先として取り組むこととし、新計画策定を見合わせ、令和3年3月に現行計画後期に向けた中間見直しを行いました。



1 基本計画の基本理念

国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、①多種多様な地域循環2 共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更なる推進と環境再生などを重要な方向性として掲げています。

「新おおた重点プログラム」では、「持続可能な地球環境をみんなで守り未来へ引き継ぎます」とした施策を掲げ、めざす姿を「区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を認識し、食品ロス削減を含めた総合的な観点から、ごみを出さない・つくらない工夫が日常生活や事業活動などで定着する、循環型社会を構築します」としており、3Rの推進に向けた更なる取り組みが求められています。

本計画では、現状の課題を解決するため「3つのR」に「適正処理」の概念を加えて、「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」を基本理念とします。

区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現

2 基本方針と具体的な施策

「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会」を実現するために、次の3つの基本方針と具体的な施策の方向性を定め、計画を進めていきます。

基本方針1 3Rの推進

国の「循環型社会形成推進基本法」では、リサイクルに先立って「発生抑制(Reduce、リデュース)」「再使用(Reuse、リユース)」(以下、「2R」といいます。)を可能な限り推進することとしています。2Rを推進する主体は区民・事業者等です。区民一人ひとり、事業者1社1社の取り組みを促進するため、区は2Rの推進や普及啓発に取り組みます。

2Rを推進した上で発生した不用物については、「再生利用(Recycle、リサイクル)」が必要です。費用対効果や環境負荷の低減効果を考慮し、水平リサイクル(※)のような可能な限り質の高いリサイクルに取り組みます。

※水平リサイクルとは、ペットボトルからペットボトルを再生するように、同じ品質のものにリサイクルすることです。

基本方針2 適正処理の推進

3Rを推進した上で、なお、ごみになってしまったものについては、環境に負荷を与えないように適正に処理をしなければなりません。区は、区民が安心して快適に暮らせるよう、ごみの収集・運搬体制を整備します。平常時のみならず災害時においても、公衆衛生と環境保全を確保するよう取り組みます。

基本方針3 協働の推進

循環型社会を実現するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を担い、行動することが重要になります。区は、区民や事業者に対してさまざまな情報を提供するだけでなく、3者間の情報交流を図り、区民や事業者の意見を清掃・リサイクル事業に反映します。

具体的な施策

基本方針1 3Rの推進	基本方針2 適正処理の推進	基本方針3 協働の推進
(1) 発生抑制のための普及啓発 ・食品ロス削減 重点	(1) 適正排出のための普及啓発 ・ごみ分別アプリの推進	(1) 環境教育・環境学習の推進 ・児童館、保育園での環境学習実施
(2) 再使用の推進	(2) 街の美化の推進	(2) 区民参画・情報交換
(3) 区民・事業者への情報提供	(3) 安定的な収集・運搬体制	(3) ふれあい指導の推進
(4) 発生抑制手法の検討	(4) 23区で連携した中間処理・最終処分の実施	(4) 関連団体への働きかけ
(5) 集団回収の推進 ・新たな支援策の検討	(5) 事業系ごみの適正排出に向けた指導の推進	(5) 区自らの取り組みの強化
(6) 多様な資源回収の推進 ・プラスチックごみ削減 重点	(6) 有害廃棄物への対応	・印 ⇒計画前期の主な取り組み事例、及び後期の主な施策
(7) 不燃・粗大ごみの資源化の検討	(7) 大規模災害への対応 ・大田区災害廃棄物処理計画の具体化	重点 ⇒重点施策
(8) 事業系ごみのリサイクルの促進		

重点施策1 食品ロス削減

●食品ロス削減に向けた取り組み

国内の食品ロスは年間約472万t(令和4年度農林水産省推計)にも及び、区では家庭から出る可燃ごみのうち、10.4%が食品ロスとなっています(大田区一般廃棄物組成分析調査報告書より)。

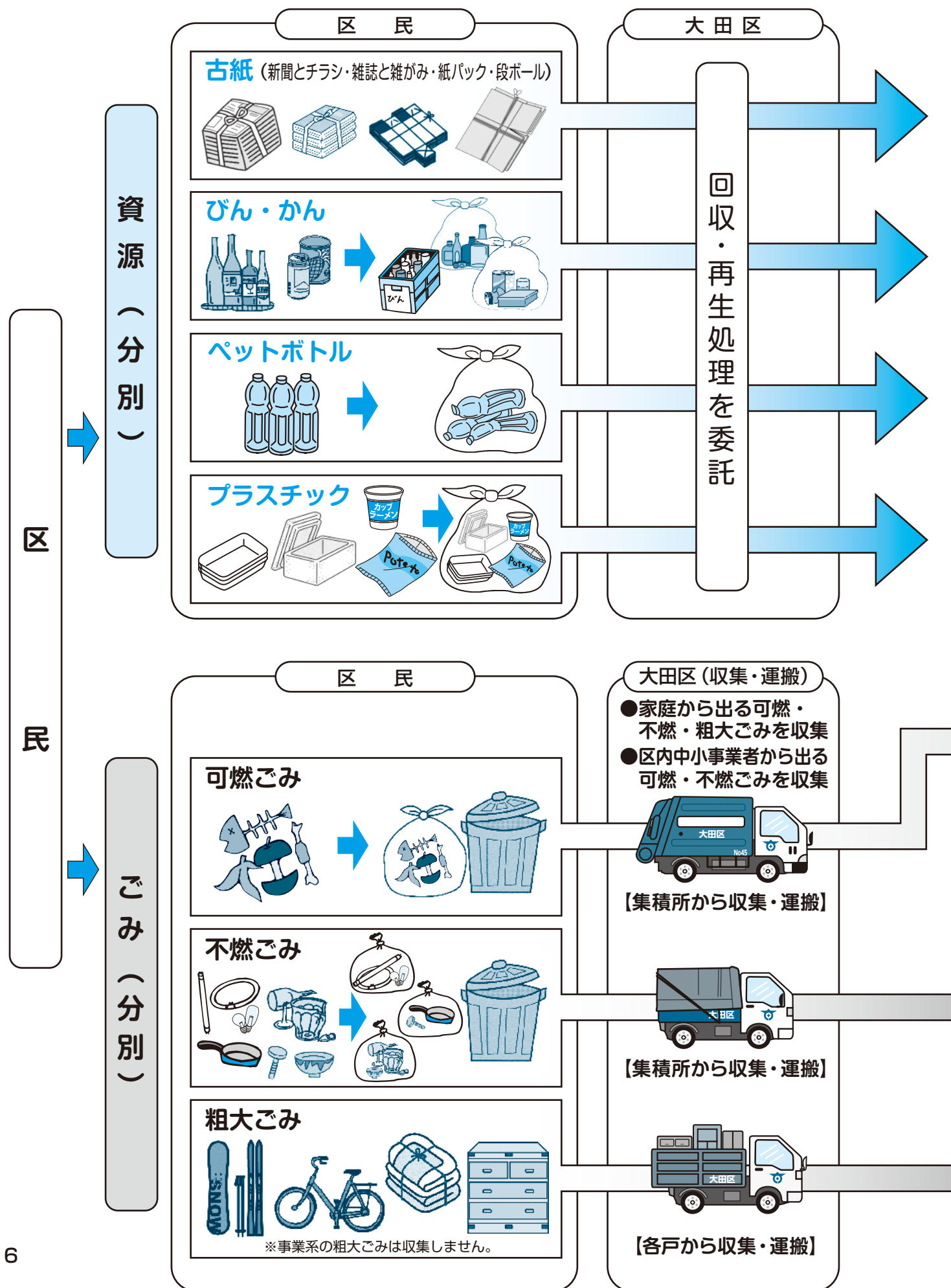
持続可能な開発目標(SDGs)でも掲げられている食品ロス削減に向け、区では、食品ロス削減に取り組む民間事業者等と連携した出前授業や普及啓発活動、未利用食品を福祉団体等に寄付するフードドライブ等の取り組みを推進しています。

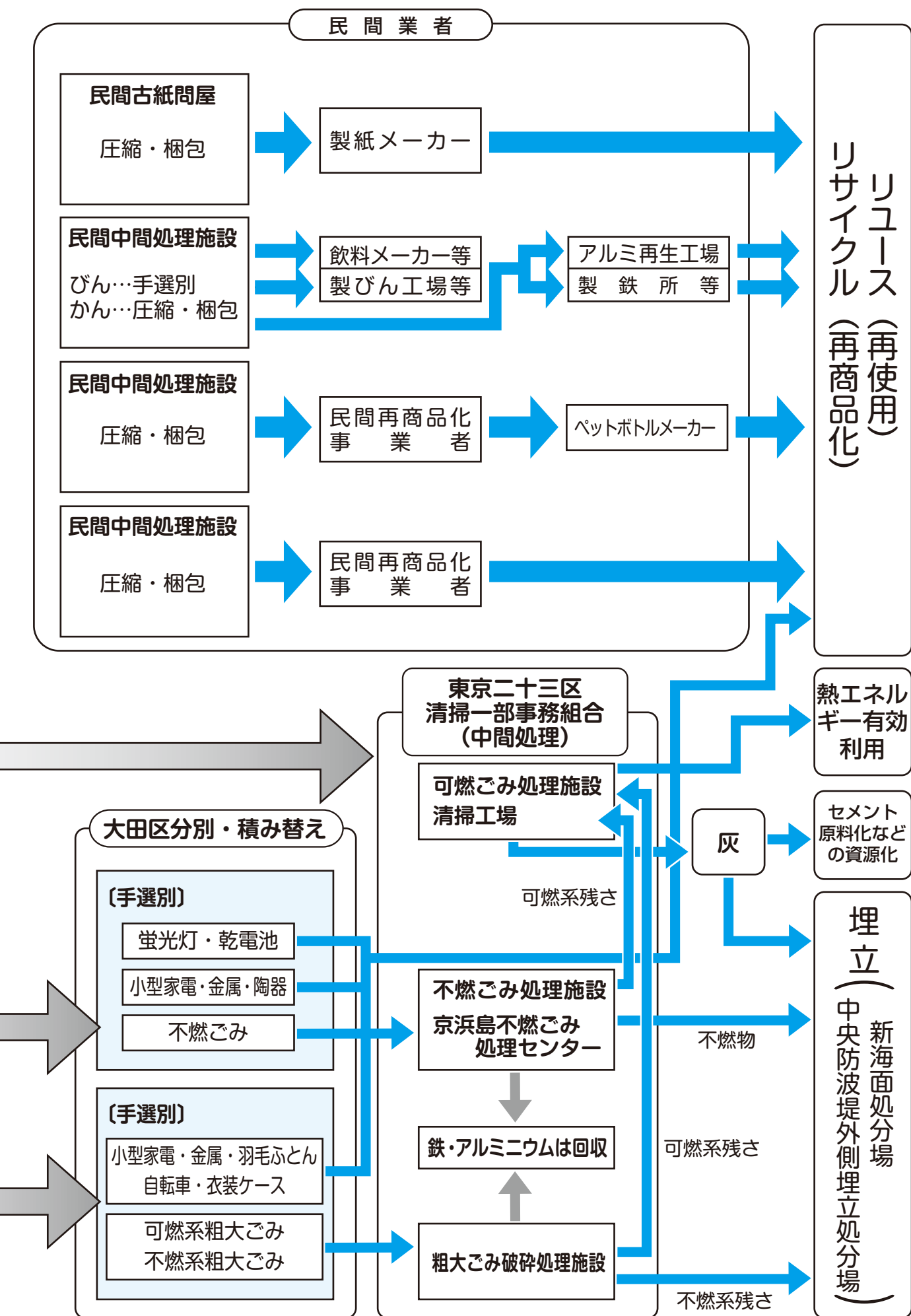
重点施策2 プラスチックごみ削減

●プラスチックごみ削減に向けた取り組み

区では、容器包装プラスチックの集積所回収の是非を検討するため、平成23年度から平成26年度まで「資源モデル回収事業」を実施しました。その結果、確実に環境負荷の低減効果等が見込まれる発泡スチロールの集積所回収を、平成27年度から実施しています。

また、令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、全てのプラスチックを一括回収しリサイクルする「資源プラスチック回収事業」を区内の一部地域で実施してきました。令和7年度から、区内全域で実施し、温室効果ガスの排出削減をはじめとした地球環境への負担軽減、最終処分場の延命化を図ります。





5 収集（回収）と運搬

ごみや資源、プラスチックは、収集（回収）日当日の朝8時までに集積所に出すようお願いしています。

（１）ごみの収集と運搬

集積所のごみ収集及び清掃工場など中間処理施設までの運搬は、清掃事務所が行っています。清掃事務所では、可燃・不燃・粗大ごみの収集エリアを決め、人員と収集車を配置します。ごみ量の季節的変動や地域の実情などを考慮し、きめ細かな作業計画を策定して、効率的な収集・運搬作業を行っています。

ごみを収集・運搬する収集車は、ごみの種類や目的ごとに何種類かの車両を使い分けています。可燃ごみを収集する車両は、小型プレス車が主流となっています。収集には、収集作業員と自動車運転手とが一組となって従事します。

収集車両の種類・用途



○小型プレス車
・可燃ごみ収集用



○新大型特殊車
・可燃ごみ収集用（大規模集合住宅用）



○軽小型貨物車※狭小路地
・可燃ごみ、不燃ごみ収集用



○小型ダンプ車
・粗大ごみ収集用



○軽小型ダンプ車※狭小路地
・可燃ごみ、不燃ごみ収集用



○大型・中型プレス車
・粗大ごみ破碎、運搬用



○小型特殊車
・可燃ごみ収集用

《清掃車両保有状況》

●ごみ収集車

(令和7年4月現在)

蒲田清掃事務所	小型プレス車	計
	8 台	8 台

●軽小型車

(令和7年4月現在)

	軽小型貨物車	軽小型ダンプ車	計
大森清掃事務所	6 台	2 台	8 台
蒲田清掃事務所	14 台	6 台	20 台
計	20 台	8 台	28 台

●環境学習用車両

(令和7年4月現在)

蒲田清掃事務所	環境学習車	1 台
---------	-------	-----

(2) 資源とプラスチックの回収と運搬

集積所での資源回収品目は、新聞とチラシ、雑誌と雑がみ、紙パック、段ボール、飲食用びん、飲食用かん、ペットボトルの7種類です。資源回収後の中間処理（選別・圧縮・梱包）施設が異なることや作業効率を考えると2種類の車両で回収しています。そのため、品目により回収時間が異なります。

また、令和4年11月から一部地域で開始したプラスチックを資源として回収する取り組みを、令和7年度から区内全域で実施しています。

回収車両の種類・用途



- 平ボディー車
- ・新聞、雑誌・雑がみ、紙パック回収用
- ・飲食用びん、飲食用かん回収用



- 新小型特殊車・小型プレス車
- ・段ボール回収用
- ・ペットボトル回収用



- 小型プレス車
- ・プラスチック回収用

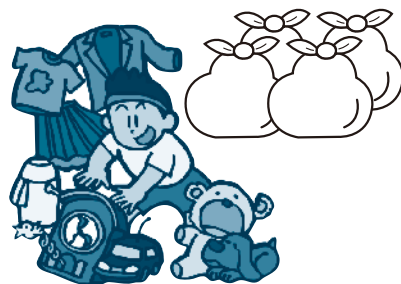


- 軽小型貨物車
- ・狭小路地回収用・資源全品目用
- ・プラスチック回収用

(3) 其他のごみの収集と運搬

① 一度に多量のごみ（臨時ごみ）を出す場合

引越し、大掃除、植木の剪定などにより、一度に4袋（束）以上の可燃・不燃ごみ・資源を出す場合は有料です。事前に管轄の清掃事務所にご相談ください。



② 動物の死体

犬、猫などペットとして家庭で飼われていた25kg未満の小動物の死体は、清掃事務所が有料で引き取っています（1頭：3,100円）。

野良猫など飼い主のいない私有地内の動物死体は、管轄の清掃事務所にご相談ください。

なお、公道上の動物死体については、道路の管理者（国、東京都、大田区など）が対応しています。



- ・私有地、私道、都道（夜間を除く）…管轄の清掃事務所
- ・区道…管轄の地域基盤整備課
- ・国道…東京国道事務所品川出張所

③ 防鳥用ネットの貸し出し

カラス等によるごみの散乱被害を防止するため、防鳥用ネットの貸し出しを行っています。防鳥用ネットは、大：3×4m、小：2×3m。集積所の近隣世帯が共同で使用・管理することを条件に貸し出しています。

管轄の清掃事務所にご相談ください。



④ 火災ごみ

火災に罹災した区民に対して、罹災者救済の観点から、火災で発生したごみの処理手数料は、減免等の取り扱いを行っています。（減免期間は原則火災発生日から6か月以内。）

対象となる罹災者の範囲は、一般家庭に限られ、対象となるごみの範囲は家具・建具などの家財や家屋の一部（木くず等）で、大きさや性状等が条件に合うものに限られます。詳細は管轄の清掃事務所にご相談ください。

事業所等の火災で発生した火災ごみについては、事業者自らの責任で処理することになります。

⑤ 在宅医療廃棄物

在宅医療に伴い発生する注射針等鋭利なものは、医療機関もしくは薬局に持ち込み、適正に処理することになっています。なお、注射針等を回収できる薬局には、店頭で回収ステッカーが貼ってあります。

その他、ビニールパック類、チューブ、カテーテル等は、適正に分別することで区の収集に排出できます。



⑥ スプレー缶・カセットボンベ類、使い捨てライター、小型充電式電池

●スプレー缶・カセットボンベ類

大田区では使い切って、中身の見える別袋に入れて「資源」の日に出してください。

※スプレー缶やカセットボンベの穴あけは、大変危険なので家庭では行わないでください。

●使い捨てライター

使い切って、中身の見える別袋に入れて「不燃ごみ」の日に出してください。

⑦ 小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池など）

販売店・（一社）JBRC回収協力店が回収しています。

※集積所へは出さないでください

※上記店での引き取りができない場合はごみ減量推進課または清掃事務所にお問合せください。

正しく排出されないと、車両火災の原因となります。



大田区では



は「資源」の日



は「不燃ごみ」の日

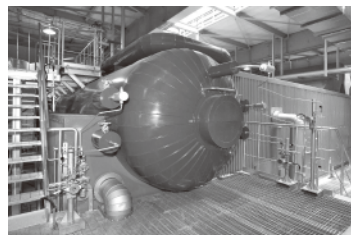
⑧ し尿、浄化槽汚泥

家庭から出るし尿（くみ取り）は、区が無料で収集運搬しています。また、浄化槽汚泥、建設現場等仮設トイレのし尿、し尿混じりのビルピット汚泥は、専門の許可業者が有料で収集運搬することになっています。

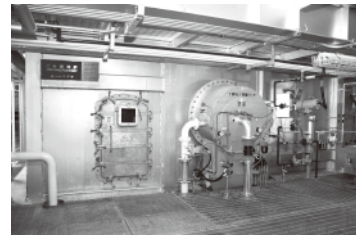
〔ごみの中間処理〕 東京二十三区清掃一部事務組合が運営

主要設備機器仕様（大田清掃工場）

- 炉 形 式：全連続燃焼式火格子焼却炉
- 受入供給設備：ピット&クレーン方式（全自動、半自動、手動）
- 集 じ ん 設 備：ろ過式集じん器
- 洗 煙 設 備：湿式苛性ソーダ洗浄方式
- 触媒反応設備：触媒脱硝法（アンモニアガス吹込み）
- 灰 処 理 設 備：飛灰混練機等
- 汚水処理設備：二段凝集沈殿、砂ろ過
- ボ イ ラ 設 備：過熱器付自然循環式水管ボイラ
最高使用圧力・温度 / 5.3MPa 425℃
最大蒸発量 / 61t/h・基
- 蒸気タービン：衝動式外部抽気復水型蒸気タービン
発電設備
定格出力 / 22,800kW
蒸 気 量 / 107.5t/h（定格出力時）
蒸気圧力・温度 / 3.8MPa 395℃



ボイラ

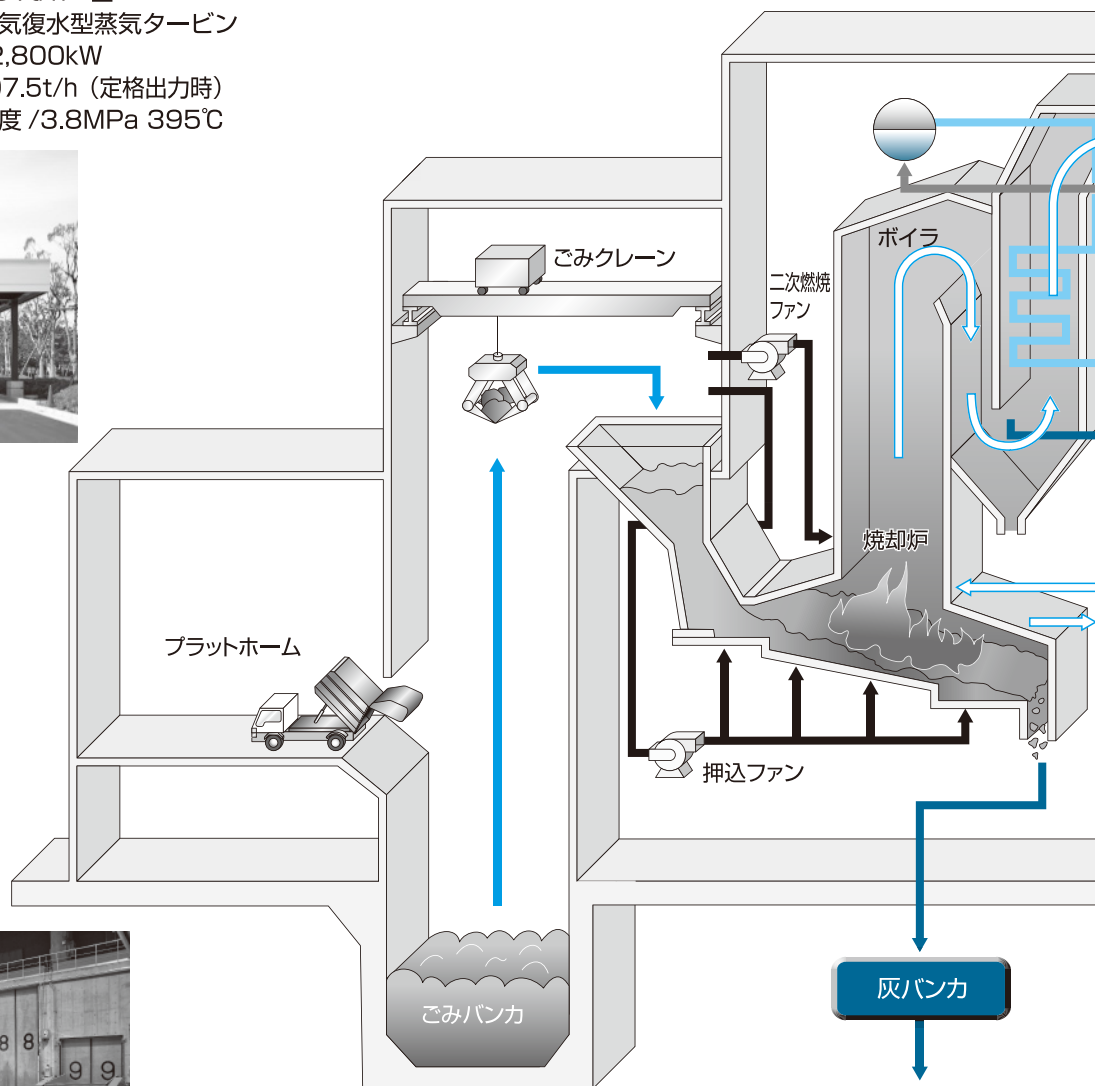


焼却炉

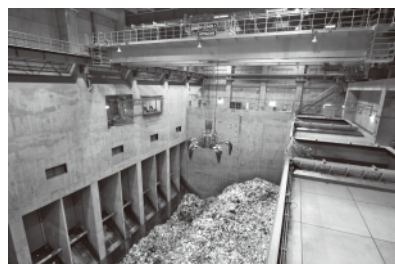


ごみ計量機

- ごみの流れ
- 灰の流れ
- 空気の流れ
- 排ガスの流れ
- 蒸気の流れ
- 復水の流れ
- 排水の流れ



プラットフォーム



ごみクレーン・ごみバンカ



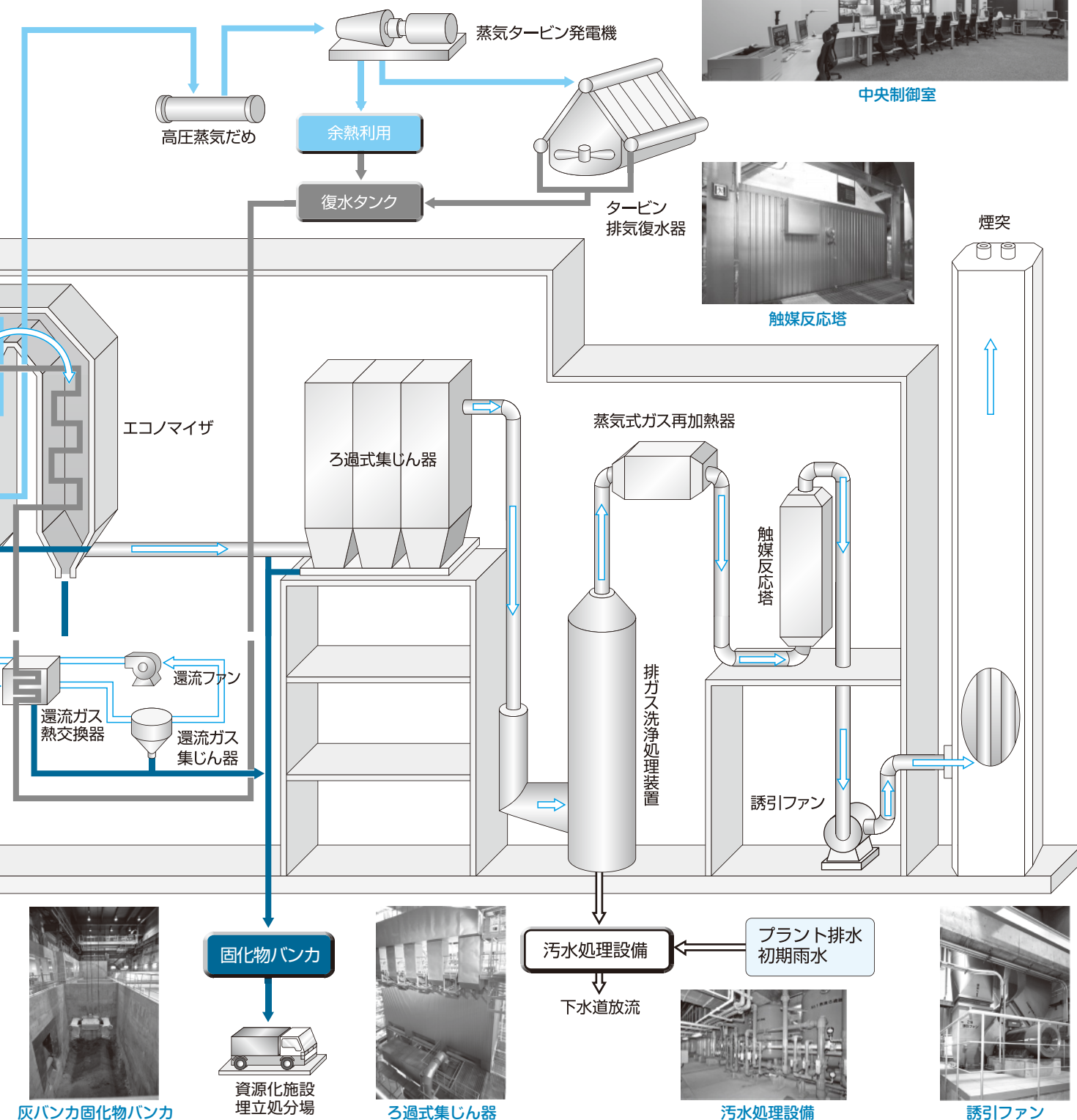
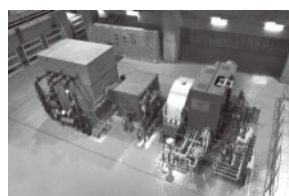
焼却炉内部

灰バンカ

セメント工場
資源化施設
埋立処分場

ごみの流れ

ごみを積んだ収集車が、プラットフォームからごみバンカへとごみを落とします。ごみバンカに貯留されたごみは、ごみクレーンによってつかまれ、焼却炉の中へ投入されます。



灰の流れ

ごみを燃やした際に出る焼却灰は灰バンカへ、ろ過式集じん器で捕集されたばいじんは飛灰処理設備で薬品により安全に処理された後、固化物バンカへ貯留されます。各バンカに貯留された灰は、灰クレーンにより搬出車に積み込まれてセメント工場や資源化施設へ運ばれて有効利用されたり、埋立処分場へ運ばれています。

排ガスの流れ

焼却で発生した排ガスはボイラ、エコノマイザにより温度を下げられ、ろ過式集じん器によってばいじん（飛灰）、ダイオキシン類、水銀が除去されます。その後、排ガス洗浄処理装置、触媒反応塔によって硫酸化酸素・塩化水素や窒素酸化物などの有害物質が除去された後に煙突から大気へ放出されます。

蒸気の流れ

排ガスはボイラで熱回収され、ボイラで発生した蒸気は、蒸気タービンで発電のために使われます。蒸気タービンからの排気蒸気は、タービン排気復水器で水に戻され、ボイラ給水として循環します。また、蒸気は工場内の給湯用にも使われています。

排水の流れ

プラント排水は二段凝集沈殿・砂ろ過方式の汚水処理設備により処理された後、下水道に放流されます。

7 事業系の資源とごみ

(1) 排出事業者の責務

事業系ごみの処理は、事業者自身が責任をもって行うこととする、「自己処理責任の原則」が法令によって定められています。

区内から排出されるごみの約5割は、会社や店舗等の事業系ごみです。事業者には、より一層のごみの減量が求められています。

(2) 事業者への排出指導

区では、事業系ごみの発生抑制とリサイクルの促進、ごみの適正処理を推進するため、事業者への立入調査を行い、当該建築物、事業に即した指導・助言を行っています。

(3) 一般廃棄物の処理

事業者から排出される一般廃棄物は、原則として、以下のいずれかの方法により、収集・運搬し、中間処理することになります。

① 一般廃棄物処理業者による収集

区が許可する一般廃棄物処理業者に一般廃棄物の収集・運搬を委託することができます。区は、許可業者への指導業務を適宜行っています。処理単価は、区の条例で定める額(46円/kg)を超えることが禁じられています。

② 自己持込み

排出事業者自ら一般廃棄物を清掃工場等に運搬することができます。ただし、清掃工場等への搬入には条件があります。詳しくは、管轄の清掃事務所にお問い合わせください。

③ 区による収集

上記の処理が困難な場合（排出日あたりの総排出量が50kg未満の場合）は、事業系有料ごみ処理券を貼付して区による収集を受けることができますが、収集日等の制約が生じます。自己処理責任の原則からも、なるべく一般廃棄物処理業者に処理を委託してください。

(4) 一般廃棄物管理票（マニフェスト）

1日当たり100kgまたは月量3t以上のごみ、汚泥及び臨時にごみを排出する事業者は、区の条例により一般廃棄物管理票（マニフェスト）※¹の交付が義務付けられています。

マニフェストは、ごみの排出から処理施設までのすべての工程が適正に処理されたことを、排出事業者が確認することを目的としたものです。

（５）産業廃棄物の処理

産業廃棄物は、排出事業者自ら処理することが原則です。

量の多少にかかわらず、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられている等、一部に一般廃棄物と違いがあります。

産業廃棄物の処理に関する事項は、都道府県の事務となっています。

（６）医療関係機関等から排出される医療廃棄物の処理

医療関係機関等から排出される医療廃棄物のうち、「非感染性廃棄物」及び「環境大臣が定める方法によって滅菌処理した感染性廃棄物」については、識別シール※²と事業系有料ごみ処理券を貼付して、区による収集・運搬を受けることができます。ただし、区の収集・運搬には条件があり、事前に申請し、承認を受ける必要があります。

医療関係機関等は２年ごとに医療廃棄物に関する申請等が必要です。

なお、感染性廃棄物などに代表される「特別管理産業廃棄物」及び「特別管理一般廃棄物」、感染性廃棄物と同等の取り扱いとなる注射針等鋭利なものは、区で収集することはできませんので、専門の許可を持った業者に収集を依頼してください。

※1 一般廃棄物管理票（マニフェスト）

一般廃棄物管理票（A票） （マニフェスト）				（排出事業者用）			
伝票作成		年 月 日 時		発行番号（ ）			
排出事業者		事業系一般廃棄物種類・量（kg）					
〒		全 体 量					
住所		kg					
事業者名		内					
（業種）（ ） 電話（ ）（ ）		01 厨芥					
排出場所番号		02 紙くず					
排出場所住所		03 木くず					
排出場所名称		04 繊維くず					
伝票作成者		05 焼却残灰					
所属		06 道路公園ごみ					
氏名		07 しさ、ふさ					
電話		08 （ ）					
検 印		09 （ ）					
月 日		10 （ ）					
収 集 ・ 運 搬 業 者		業 者 番 号					
〒		受領印					
住所		月 日					
事業者名							
運転者名							
車両番号							

寸法（縦 150ミリメートル
横 230ミリメートル）

※2 識別シール

ア 感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したもの

イ 最初から非感染性の廃棄物

滅菌処理済
医療機関名
管理責任者
排出月日

緑 色

非感染性廃棄物
医療機関名
管理責任者
排出月日

青 色

8 ごみ減量の取り組み

(1) 普及・啓発事業

① 「ごみをつくらないまち・おおた」推進行事

区では、10月前後に「ごみをつくらないまち・おおた」推進行事として、普及・啓発事業を実施しています。

●「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクール

区内在学・在住の小・中学生からごみ減量・リサイクル・省エネルギー等に関するポスターを募集し、入選作品については、各種イベント等での展示のほか、資源環境部関連冊子、リーフレット等に活用しています。



●OTA ふれあいフェスタ



環境学習用収集車による積み込み体験



清掃・リサイクルに関するクイズ・ゲーム等を実施

令和6年度 地球にやさしいまちづくりポスター

小学校低学年の部 最優秀賞



池雪小学校 3年
工藤 大慈 さん

小学校低学年の部 優秀賞



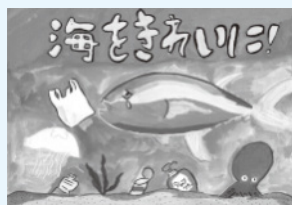
仲六郷小学校 2年
圓城寺 乃蒼 さん

小学校低学年の部 優秀賞



池雪小学校 3年
鏡 紗南 さん

小学校高学年の部 最優秀賞



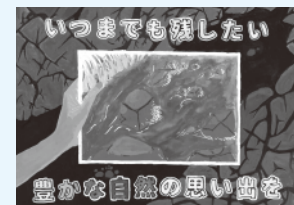
池雪小学校 4年
清水 楓 さん

小学校高学年の部 優秀賞



高畑小学校 5年
伊豫田 あみか さん

小学校高学年の部 優秀賞



小池小学校 6年
内桶 杏椰 さん

② 冊子、リーフレット等の発行

小学生用環境学習副読本「みんなでごみを減らそうよ」、一般用普及・啓発冊子「大田区清掃とリサイクル」、「資源とごみの分け方・出し方」（日本語・英語・中国語・ハングル・タガログ語・ネパール語・ベトナム語）等を発行しています。



みんなでごみを減らそうよ

③ 大田区ごみ分別アプリ

資源とごみの分別方法や排出方法等について、スマートフォンのアプリでもお知らせしています。日本語、英語、中国語、ハングル、タガログ語、ネパール語、ベトナム語に対応しています。資源とごみの収集日や出し方、出す時の注意点、ごみ分別辞典、よくある質問など、ごみに関する様々な情報を簡単に確認することができます。



【日本語版】



Google Play



App Store

④ その他の普及・啓発事業

年間を通じて、区報、ホームページ等に関連記事を掲載しています。

(2) ふれあい指導

清掃事務所では集積所を巡回し、利用者の方との直接対話による「ふれあい指導」活動を行い、ごみ減量、適正排出について話し合い、円滑な集積所利用や利用者による管理をお願いしています。



中学校の部 最優秀賞



大森第四中学校 1年
美和 さゆりさん

中学校の部 優秀賞



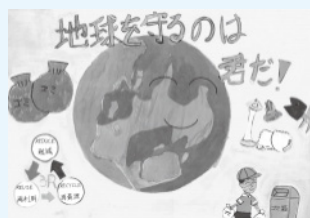
六郷中学校 1年
伊川 恵司さん

中学校の部 優秀賞



雪谷中学校 2年
菊地 花奈さん

特別賞



六郷小学校 4年
渋澤 凜さん

掲載の作品は、区内在学・在住の小・中学生のみなさんを対象に募集し、312点の作品の中から選ばれた最優秀賞・優秀賞・特別賞の作品です。



大田区ホームページで全入選作品を公開中!!

(3) 出前講座

清掃事務所長等が地域に出向いて、ごみ減量や資源の有効利用の取り組み方法などの講座を実施しています。

(4) 環境学習

保育園や小学校等に、清掃事務所等の職員が出張して、環境学習を行っています。それぞれの清掃事務所が工夫して、資源とごみの分別ゲーム、紙芝居、スケルトン収集車等を用いた積み込み体験等、年齢層に合わせた学習内容を用意しています。



(5) 小型家電リサイクル事業

小型家電等に含まれる貴金属・レアメタル等の資源の有効活用を図るため、平成25年10月から、小型家電リサイクル事業を実施しています。

回収した小型家電等は、国が指定する認定業者に売却し、国内でリサイクルされます。

回収品目（10品目） 対象となる小型家電等は、以下の10品目です。



【注意事項】

- ・回収ボックスの投入口30×15cmに入るものが対象になります。
- ・個人情報が含まれるものは、あらかじめデータを削除してからお出しください。
- ・電池は取り外してください。
- ・回収ボックスに投入されたものは返却できません。

対象となる小型家電10品目

回収は、次の3つの方法で行っています。

① 拠点回収

区内42か所に回収ボックスを常設して回収しています。

【回収場所】

- | | | |
|--------------|---------------|-----------|
| ・図書館（一部）10か所 | ・消費者生活センター | ・雪谷文化センター |
| ・区役所本庁舎 2か所 | ・南馬込文化センター | ・池上会館 |
| ・特別出張所 18か所 | ・大田区民ホール・アプリコ | ・大田区区民プラザ |
| ・清掃事務所等 3か所 | ・カムカム新蒲田 | |
| ・大田産業プラザ | ・大森地域庁舎 | |

② ピックアップ回収

粗大ごみ及び不燃ごみの中から、小型家電や金属類を回収します。